

## 新商品等による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱

### 第1 (目的)

この要綱は、新商品の生産又は新役務の提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）を県が認定し、当該事業者が生産する新商品又は新役務（技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する新商品又は新役務をいう。以下「新商品等」という。）を県が随意契約により買い入れ若しくは借り入れ又は提供を受けることを可能とすることによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

### 第2 (申請者の要件)

- 1 本事業の認定を受けようとする事業者は、県内に本社・本店を有する中小企業者であって、次の各号のいずれかの商品又は役務（以下「商品等」という。）を県内で生産又は提供（以下生産等という）する者とする。
  - (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産等する商品等
  - (2) 大分県ビジネスプラングランプリで1次審査を通過した商品等
  - (3) 県の設置するインキュベート施設入居企業の開発した商品等
  - (4) 大分県リサイクル認定制度による認定を受けた商品等
  - (5) ベンチャーファンドの投資を受けた企業の商品等
  - (6) 県の各機関の推薦を受けた商品等
  - (7) その他、公的機関の補助金、助成金、表彰を受けた商品等
- 2 本事業の認定を受けようとする事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 本事業の対象となる新商品等は、県の機関が調達し、又は県の機関において使途が見込まれるものとする（ただし、医薬品を除く）。

### 第3 (実施計画の認定申請)

- 1 認定を受けようとする事業者は、新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書（様式1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には次の書類を添付する
  - (1) 定款（法人に限る。）
  - (2) 最近2営業期間の決算書及び営業報告書（これらがない場合は、経営状況及び事業概要の分かる資料）
  - (3) 国税の納税証明書その3の2（個人）又は同証明書その3の3（法人）
  - (4) 県税の完納証明書

- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓約する書面（様式1－1号）
- (6) 法人の登記事項証明書（申請日の1か月以内に発行されたものに限る）、個人である場合は、代表者の住民票（申請日の1か月以内に発行されたものに限る）
- (7) その他新商品等に関する資料（技術に関する計画である場合は、公的試験研究機関で採取したデータを添付すること）

#### 第4 （認定審査会の設置）

- 1 知事は、事業者の実施計画を審査し新商品等の品質や性能を評価するため、新事業分野開拓事業者認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置し、認定審査会の会長は経営創造・金融課長をもって充てるものとする。
- 2 認定審査会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 事業者の認定に関すること
  - (2) 実施計画の変更の認定に関すること
  - (3) 新商品等の品質及び性能についての評価に関すること
- 3 知事は、次に掲げる職にある者の中から審査委員を委嘱する。
  - (1) 中小企業の支援機関の職員
  - (2) 試験研究機関の職員
  - (3) 行政機関の職員
  - (4) その他知事が必要と認めた者
- 4 認定審査会に関し必要な事項は会長が別に定める。

#### 第5 （事業者の認定）

- 1 知事は、事業者から認定申請書が提出されたときは、認定審査会の審査結果を踏まえて、実施計画が第6に定める認定基準に適合すると確認されたものについて、認定申請した事業者を新事業分野開拓事業者と認定する。
- 2 「大分県が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づく大分県警察本部からの回答、通知により、認定申請した事業者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合には認定しない。
- 3 知事は、第1項により事業者を認定したときは、認定書（様式2号）を交付する。
- 4 第1項に定める認定期間は、認定に係る年度の翌年度の末日までとする。

#### 第6 （実施計画の認定基準）

- 1 事業者が作成した実施計画が、次の各号のいずれにも適合すること。
  - (1) 認定申請に係る新商品等が、既に企業化されている商品等とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属すること。

- (2) 認定申請に係る新商品等が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 認定申請に係る新商品等の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が法令に違反しないこと。

## 第7 (新商品等の評価)

- 1 県の機関において購入された新商品等については、その品質及び性能について認定審査会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価において適当な商品等であるとされたものについては、事業者の申請により、第5に定める認定期間を2年以内の期間を定めて延長することができる。
- 3 第1項において、県の購入に不適当な商品等であると評価されたものについては、認定事業者に対して、認定審査会の評価意見を付して認定期間の満了を通知する。
- 4 前項において、認定期間が満了した事業者は、認定審査会における評価意見を踏まえ新商品等を改良したときは、再度第3に定める認定申請を行うことができる。
- 5 県の機関において購入されなかった新商品等については、事業者の申請により、第5に定める認定期間を1年以内の期間を定めて延長することができる。

## 第8 (実施計画の変更)

- 1 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、知事に変更認定申請書（様式3号）を提出し、知事の認定を受けなければならない。
- 2 知事が、前項の規定により変更後の実施計画を認定しようとするときは、第5の1から3の規定を準用する。

## 第9 (認定の取消し)

- 1 知事は、認定事業者が第6の認定基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 「大分県が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づく大分県警察本部からの回答、通知により、認定事業者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合には認定を取り消すことができる。
- 3 前2項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

## 第10 (県における調達)

県は、物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は役務の提供を受ける契約を

行う場合は、認定された事業者が生産等する新商品等の性能、品質、数量及び価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

#### 第11 (報 告)

- 1 知事は、必要があるときは、事業者に対して実施計画について報告を求めることができる。
- 2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し届け出なければならない。

#### 第12 (庶 務)

事業者の認定に関する事務は、商工観光労働部経営創造・金融課において処理する。

#### 第13 (その他)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。  
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成22年 7月 26日から施行する。  
この要綱は、平成24年 3月 16日から施行する。  
この要綱は、平成28年 1月 20日から施行する。  
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成28年 7月 1日から施行する。  
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成31年 4月 26日から施行する。  
この要項は、令和 3年 7月 1日から施行する。